

2025年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		E 外国人留学生	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(3-1)

《解答別紙》

以下の文章は、Nikkei ESG 2023 年 12 月版の「学び直し講座『コーポレートガバナンス』第 67 回」の松田千恵子教授(東京都立大学)の論稿である。

これを読んで、別紙解答用紙に解答しなさい。

- 問1 OECD とは、どのような組織か。200 字以内で説明しなさい。
- 問2 松田教授によれば、OECD の「コーポレートガバナンス原則の改訂」と日本の経済連合会の「コーポレートガバナンスコードの改訂案」の違いはどのようなものか。200 字以内で説明しなさい。
- 問3 文中で言及されている、日本の伝統的な商売の理念「三方よし」とは何か。200 字以内で説明しなさい。
- 問4 日本の企業の中で、あなたが最も注目している企業を挙げ、その企業の「サステナビリティとレジリエンス」について、評価できる点と課題となる点について、300 字以内で記述しなさい。

★文中の語句説明

レジリエンス(resilience): 困難な状況に直面しても、大きく落ち込むことなく対応していく力。

コンプライ(comply): 法令順守をすること。

2025年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		E 外国人留学生	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(3 - 2)

《解答別紙》

9月11日に、コーポレートガバナンスに関する2つの対照的な公表がありました。今回は、これらを概観して、比べてみましょう。

OECD 原則が改訂

1つは、経済協力開発機構（OECD）による「G20/OECD コーポレートガバナンス原則」の改訂です。インドで開催された G20 サミットで、改訂が承認されました。

OECD の企業統治委員会の議長を務め、策定を主導した財務省の神田真人財務官は日本経済新聞のインタビューに応え、「我々の経済が今日直面している課題は、本質的にグローバルなものである。だからこそ、グローバルに協調した解決策が求められる」とし、今回の改訂をその1つと位置付けています。

改訂の主なポイントは、「サステナビリティとレジリエンス」について新たな章を設けた点です。改訂前には「コーポレートガバナンスにおけるステークホルダー及び役割」という章があったのですが、こちらを廃して改める形で新たな章が導入されました。

同章では、気候変動やサステナビリティ関連の情報開示や、事業戦略の策定などを含めた株主・ステークホルダーとの対話促進、サステナビリティに関するリスクや機会についての取締役会の責務などについて明記しています。企業の取締役会に対しては、ボード・ダイバーシティおよびその基本となる企業内人材育成や経営陣の指名や評価における多様化を求めています。

投資家側にも要請が行われています。機関投資家による投資先企業へのエンゲージメントの強化や、議決権行使手続きに関する情報開示のほか、議決権行使助言会社や、ESG 格付などの評価機関における情報開示の拡大や利益相反の最小化が求められています。

ステークホルダーやサステナビリティに関して抽象的な理想論を語るのではなく、具体的な行動を通じて企業とステークホルダーとの間の情報格差や利益相反を埋め、それによって企業の持続性を強化していくべきとの趣旨が明確になっています。昨今のコーポレートガバナンスを巡る環境変化を踏まえ、将来へと一歩踏み出した印象を受けます。

提言は「先祖返り」

一方、同日に国内でコーポレートガバナンスに関する公表がありました。関西、北海道、北陸、中部、中国、四国、九州の7つの経済連合会によるコーポレートガバナンス・コード（CG コード）の改訂案です。「マルチステークホルダー資本主義に基づくコーポレートガバナンス・コードの提案」として、「企業が『三方よし』の経営理念のもと、中長期的な視点に基づいて企業価値の向上を実現するために整えられるべき制度や環境について提言した」（関西経済連合会）というのが、その趣旨です。

「ステークホルダー資本主義」自体は、学術的にも以前より研究されてきた分野であり、2019年の米国ビジネスラウンドテーブルによる声明とその翌年の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）によって実務的にも注目を浴びました。これが岸田政権が掲げる「新しい資本主義」などにもつながり、今に至っています。様々なステークホルダーとの関係を見据え、改めて企業の将来の在り方が持続可能かつ強靱なものなのか、世界的に注目されているのは事実です。実際、こうした流れが強くなってきたからこそ、先の OECD 原則も改訂されました。

そう思って改めて改訂 OECD 原則と 7 連合会の提案を比べてみると、後者の「先祖返り」ぶりと現 CG コードへの理解不足が、かなり目立つように感じます。

CG コード改訂案には、「多様なステークホルダー」という言葉がちりばめられていることが目に付きます。内容面では、「政策保有株式について『縮減ありき』と解釈されるような表現を修正すべき」、「独立社外取締役 3 分の 1 以上というのは目安にすべき」といった、ともすれば経営陣の保身強化につながると思われかねないような内容が多いことも気になります。

2025年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		E 外国人留学生	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(3 -3)

《解答別紙》

現行のCGコードに反対して、「企業は『まずはコンプライありき』というより、むしろコンプライと丁寧なエクспレインに、同様の重みづけをおいて対応を判断すべき」としていますが、これは現行のCGコードの趣旨そのものです。東京証券取引所などは「エクспレインの好事例集」まで出しているくらいです。

自社が政策保有株式を保有することが、保有しないよりも明らかに株主をはじめとするステークホルダーの利益にかなうならば、そのようにエクспレイン（説明）すればよいことであり、独立社外取締役についても同様です。誰も頼んでいないのに形式的なフルコンプライ（全て順守）を追い求め、自縄自縛に陥った結果として八つ当たりをしているようにしか見えないと言ったら言い過ぎでしょうか。

未来への潮流捉えよ

そもそも「ステークホルダー主義」の考え方自体、現在のCGコードに既に採り入れられているものです。それに加えて新しい提言があるわけでもなく、伝わってくるのは時代錯誤がかった株主への強い忌避感ばかりです。別に、今のコーポレートガバナンスの在り方が最上だとは思いませんが、このご時世に立派な企業の経営者が集まってこうした提言しかできないというのは、少々情けないように思います。

「三方よし」は日本の美風かもしれませんが、しかし、現代日本の資本市場に上場している企業であれば、資本（所有）と経営が分離していなかった昔に先祖返りして済むわけではないことも自明でしょう。

現代の企業は、株主も含めた全てのステークホルダーとの関係を考えつつ、機会とリスクをコントロールしながら、自らの存在意義を示していくことが求められています。それは世界共通です。今、経営者が情報発信するのであれば、こうした未来に向かう大きな潮流を踏まえた上で、発信してほしいと思います。

2025年度 大学院入学試験 問題用紙

春 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		E 外国人留学生	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(3 - 1)

《解答別紙》

2 頁の文章は、2024 年 7 月 11 日の読売新聞朝刊 3 頁に掲載された記事であり、3 頁の文章は、2024 年 7 月 30 日の朝日新聞朝刊 28 頁に掲載された記事である。これを読んで、以下の問題に解答しなさい。

【問題 1】中国において司法に A I を活用することによってどのような利点があるか。250 字以内で説明しなさい。

【問題 2】中国において司法に A I を活用することによってどのような問題点があるか。200 字以内で説明しなさい。

【問題 3】日本では生成 A I の裁判への活用について否定的な立場がとられているのはなぜか。200 字以内で説明しなさい。

【問題 4】日本の民事裁判において A I はどのように活用する余地があるか。150 字以内で説明しなさい。

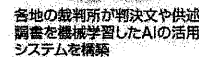
裁判所完備へ



中国が司法分野で人工知能（AI）の導入を進めている。最高人民法院（最高裁）は来年末までに全国の裁判所でAIシステムを完備させる方針で、判決文の作成や法廷での証拠の吟味に活用されている。司法の独立がない共産党政権の下で、恣意的な判例を学習したAIを強権統治に役立てようとする懸念も指摘される。

(中國總局 吉永重希子)

●中国の司法におけるAI利用のイメージ



■数秒で素案

修正後、電子署名をし、翌日には正式な電子版の判決文が当事者に送付された。

- ▶過去の類似事案などを自動検索。判決作成の参考に
- ▶自動で判決文作成。裁判官が手直し

●中国でAIを実際に活用したケース

●江蘇省蘇州市

●上海市
殺人事件の法廷での証言と裁判前供述との食い違いをAIが指摘

● 広東省広州市
著作権侵害を訴える70歳男性
が裁判所の専用システムで作
成した訴状が受理され、2万円
(約40万円)で和解

●安徽省合肥市高新区
2023年の民事裁判の平均審理
時間が71.9日から25日に短縮

中国メディアなどの報道から作成

スキャナ
SCANNER

面識があると語った供述調書が示された。被告は沈黙し、最後は被害者と面識があると認めた。

■ 処理件数1割増

最高人民法院は全国の裁判所に對し、2025年までにAIシステムの完備を要

める。訴訟の爲め年末に出した。訴訟の迅速化や裁判官の負担軽減をうたったもので、訴訟の停滞に伴う政権に対する不満の噴出を避ける狙いがあると考えられる。

昨年は国会の裁判所が民事・刑事それぞれ約450万7万件の訴訟を受け受理し、うち約452万7万件を処理した。処置件数は前年比で13・4%増えたという。導入の効果は出ている。

中国司法では賄賂が横行する中、民事訴訟官が賄賂を受け取った裁判官が判決をゆがめるのを「エジプト」の導人によつて狭めようとする思惑があるようだ。最高人民法院システム導入の理由の一つに「清廉な司法の実現を掲げた。」

■公正さ強調

中国では司法は立憲しておらず、裁判所も覆かれた共産党委員会に判断される。ない判決を個々に出すことはあり得るまでも人権保障の敗北に批判的な家政権転覆運動動向が投獄された北京の人権擁護者を信じる国民院と指摘し、「二つの偏面した過去の事例を『公正な司法』として懸念させる受け入れさせている」と懸念する。

中国当局は「行動や趣味、好アツグアタを生活して山和座」（民事訴訟法）少ない事案ではある（民事訴訟法）だが裁判の利用と当世者の権利が言い渡されて「と指摘する」

井護士は、
「以上による判
例が少なくなく
なれば、
政權には、
出出した結論
と強調し、
狙いがあ
住民の消費
下化に群
一橋大教授
「一橋大教授
過去に行
したものな
るを、
害する判
を懸念もあ

「著作権侵害」「学習内容の偏り」「懸念

内容の偏りな多様なリスクの内実が明らかになっていないとの懸念を示した。

その上で、裁判官の仕事に生じたAIを使うメリット、デメリットを踏まえ、国民の理解が得られるかという観点で考えることが極めて重要だと述べた。

裁判所では、刑事事件や個人間のトラブル、夫婦や親子関係といった家庭問題のほか、企業

問の争いも取り扱う。

パテラン裁判官は「裁判実務で法律をそのまま適用すると正義に反するような事態に直面することもある」と指摘。「過去」のデータを基にした生成AIで導き出るのはあくまで一般的な答えで、裁判の核心部分をAIに頼り明かせることはできない」と話す。

一方、裁判以外の事務手続を

待では作業の効率化や迅速化が求められている。そのため、生成AIの活用を視野に入れているが、具体的な動きにはまだ出てきていない。最高裁は昨年7月に全国の高裁・地裁に出した事務連絡で「最新の科学的知見やリスクを考慮し、生成AIの業務利用は慎重に検討する必要がある」としている。

（社会部 杉本和真）

(社会部 杉本和真)

2025年度 大学院入学試験 問題用紙

春季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		E 外国人留学生	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(3 - 3)

《解答別紙》

民事判決を大量分析 紛争の早期解決期待 検討会、DB化へ報告書

年間約20万件ある民事裁判の判決のデータベース(DB)化を議論してきた政府の有識者検討会は29日、報告書を取りまとめた。ビッグデータとしての活用が進むことで、司法判断の傾向が詳細に分析できるようになり、紛争の早期解決につながるなどの期待がある。

政府は報告書をもとに法整備に乗り出す。記録の電子化など、民事訴訟手続きのIT化を盛り込んだ関連法が2025年度に完全施行される見通しで、DBは26年度中の運用開始をめざす。

民事訴訟法は、誰もが訴訟記録を閲覧できると定めるが、原則として裁判所に出向く必要がある。裁判所は、先例になる可能性が高いと判断した判決をホームページに掲載しているが、その件数は年間数百件。民間の判例雑誌などにも提供されているが、多くて全体の1割程度だった。

一方、近年は紛争解決

の分野でもAI(人工知能)の活用を模索する動きが活発になっている。検討会では、判決をAIに学習させることで詳細な分析が可能になり、訴訟の結果の予測や法的な文書の作成支援につながるなどの意見があがった。

報告書は、DBの運用を担う非営利の「情報管理機関」を新設。判例を扱う出版社やデジタル技術者、法務分野の業務に生かす事業に取り組む民間企業などに有償で提供することを見込む。

個人名や住所など当事者の個人情報については、情報管理機関に仮名処理を求めている。処理にはAIと人手を併用する仕組みが考えられると見た。(久保田一遵)